

## 市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生ごみ堆肥化容器又は生ごみ減容化容器を購入し、設置する者に対し、市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化並びにごみ問題に対する意識の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「生ごみ堆肥化容器」とは、電気を利用せず微生物を利用して生ごみを醗酵分解することにより、その容量を減少させ、及び堆肥化させることを目的として製造された次の表の左欄に掲げる型式の容器であって、当該型式に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすものをいう。

区 分	要 件
地上据置型	(1) 主に土中の微生物を利用して堆肥化を行う構造であること。 (2) 本体と蓋の間から雨水が入らず、臭いの漏れない構造であること。 (3) 不快な虫の発生防止対策が施されていること。
地中埋設型	(1) 主に土中の微生物を利用して堆肥化を行う構造であること。 (2) 本体と蓋の間から雨水が入らず、臭いの漏れない構造であること。 (3) 不快な虫の発生防止対策が施されていること。 (4) 土中部分は、土の力を最大限に活用できる構造であること。
密閉型	(1) 微生物を付加して堆肥化を行う構造であること。 (2) 本体の密閉性が確保された構造であること。 (3) 水抜きが容易にできるような構造であること。

2 この要綱において「生ごみ減容化容器」とは、電気を利用せず微生物を利用して生ごみを醗酵分解すること又は生ごみに含まれる水分を乾燥させることにより、その容量を減少させることを目的として製造された容器であって、次の表に掲げる要件を満たすものをいう。

区 分	要 件
醗酵分解型	(1) 主に土中の微生物を利用して生ごみの容量を減少させる構造であること。 (2) 容器に雨水が入ることを防止し、及び容器内の温度を上昇させるための工夫がなされた蓋が本体に取り付けられていること。
乾燥型	(1) 附属品として蓋があるものであること又は蓋が本体に取り付けられているものであること。 (2) 生ごみを自然乾燥させる構造であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市に居住していること。
- (2) 当該者又は当該者と同一の世帯に属する者が所有又は管理をする住宅又は土地に生ごみ堆肥化容器又は生ごみ減容化容器（以下これらを「容器」という。）を設置することができること。
- (3) 堆肥化され、又は容量を減少させた生ごみを自己の責任において処理することができること。
- (4) 補助金の交付の申請を行う年度において、補助金の交付を受ける容器を1世帯当たり2基以上購入していないこと。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、容器1基につき購入価格の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が3,000円を超えるときは、3,000円とする。

2 補助金の交付対象となる容器の基数は、1年度につき1世帯当たり2基までとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請は、市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 指定購入店等（市長が指定する店舗又は団体をいう。以下同じ。）から容器を購入した者 購入した容器の領収書（補助金の交付を受けようとする者の氏名、購入した日及び購入した店舗の名称が記載されたものに限る。以下同じ。）
- (2) 前号に掲げる者以外の者 次に掲げる書類
  - ア 本市に居住していることを確認することができる書類
  - イ 購入した容器の領収書
  - ウ 容器の型式を確認することができる書類
  - エ 容器を使用していることを確認することができる書類

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付可

否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（交付の請求）

第7条 規則第16条の規定による補助金の交付の請求は、市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付請求書（様式第3号）により行うものとする。

（指定購入店等）

第8条 指定購入店等の指定を受けようとするものは、市川市生ごみ堆肥化容器等指定購入店等指定申出書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申出をしたものが、次の各号に掲げる指定購入店等の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、指定購入店等として指定することができる。

(1) 店舗 次に掲げる要件

ア 市内に存するものであること。

イ 容器を購入した者が第10条第1項の規定に基づく委任を希望する場合は、当該店舗を経営する者が当該委任を受けることができるものであること。

ウ 容器を購入した者が購入した容器を配達することを希望する場合は、配達するよう努めるものであること。

エ 販売する容器の取扱いについて指導をすることができる者がいるものであること。

オ その他市長が指定する店舗として不適當であると認めるものでないこと。

(2) 団体 次に掲げる要件

ア 容器を購入した者が第10条第1項の規定に基づく委任を希望する場合は、当該団体（当該団体が法人でない場合にあっては、当該団体の代表者）が当該委任を受けることができるものであること。

イ 前号エに掲げる要件を満たすものであること。

ウ その他市長が指定する団体として不適當であると認めるものでないこと。

3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、指定購入店等として指定をするか否かを決定し、当該申出をしたものに対し、市川市生ごみ堆肥化容器等指定購入店等指定可否決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 指定購入店等として指定を受けたものは、第1項の申出書の内容を変更しようとするときは、市川市生ごみ堆肥化容器等指定購入店等変更届（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

5 指定購入店等として指定を受けたものは、当該指定を辞退しようとするときは、市川市生ごみ堆肥化容器等指定購入店等指定辞退届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（指定購入店等の周知）

第9条 市長は、指定購入店等の名称、所在地、販売する容器等について、市川市公式ウェブサイトに掲載することその他の方法により周知するものとする。

（委任等）

第10条 指定購入店等において容器を購入した者は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請の権限及び規則第16条の規定による補助金の交付の請求の権限並びに補助金が交付されることとなった場合の補助金の受領の権限を、当該容器を購入した指定購入店等に委任することができる。この場合において、当該容器を購入した者は、当該指定購入店等に、官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書等で、住所及び氏名が記載してあるものを提示し、かつ、第5条第2項第1号に掲げる書類を提出しなければならない。

2 前項の規定に基づく委任を受けた指定購入店等を代表する者は、容器を購入した者が支払うべき購入価格から補助金に相当する額を控除して得た額で容器を販売し、かつ、官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書等で本人であることを確認しなければならない。

3 第1項の規定に基づき委任を受けた指定購入店等を代表する者は、その翌月末までに、生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付申請者一覧表(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(設置義務等)

第11条 第7条の交付請求書を提出した者又は前条第1項の規定に基づく委任をした者は、購入した容器を速やかに設置するとともに、その用法に従って使用し、排出する生ごみの減量化及び再資源化に努めなければならない。

(検査)

第12条 市長は、容器を購入した世帯における当該容器の設置状況等を確認するため、必要に応じ、検査するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱の規定は、平成29年8月1日以後に同要綱第3条に定める要件を満たす者について適用し、同日前に改正前の市川市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第3条に定める要件を満たした者に

については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金について適用し、令和4年度分までの市川市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金については、なお従前の例による。